

共同利用施設池田市立池田駅前南会館指定管理者募集要項

1 目 的

共同利用施設池田市立池田駅前南会館は、大阪国際空港に発着する航空機騒音による障害を緩和するため、地域住民の学習、集会等の用に供することを目的とする。

本施設を管理運営する指定管理者を公募するため、その募集について定めるものとする。

2 指定管理者の指定

応募者から提出された書類審査を行い、指定管理者選定・評価委員会において指定管理者の候補者を選定し、市議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

3 公の施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | 共同利用施設池田市立池田駅前南会館 |
| (2) 所 在 地 | 池田市呉服町1番1-211号(サンシティ池田内) |
| (3) 建物の概要 | 鉄筋コンクリート造12階建2階部分
延床面積 358.21㎡
部屋数 4室
その他 受付室兼湯沸室、機械室 |
| (4) 平 面 図 | 別紙1 |

4 管理にあたっての条件

- (1) 管理の基本的な考え方
共同利用施設の設置目的に基づき、その管理運営を公平で安定かつ継続して効果的、効率的に実施できる法人その他の団体とする。
- (2) 業務内容及びその履行方法
 - ① 業務内容
施設の目的内使用及び目的外使用の受付、施設の目的内使用に係る使用の許可・使用の制限及び目的外使用に係る使用料の徴収等
 - ② 履行方法
ア 使用者の利便性を考慮した管理

イ 業務の一括再委託の禁止

(3) 管理の基準

① 開館時間

午前9時から午後10時。ただし、正午から午後1時、午後5時から午後6時は除く。

② 休館日

ア 火曜日

イ 12月28日から翌年1月4日まで

ウ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日。ただし、その日が火曜日であるときはその翌々日。

エ 市長が特に必要があると認めるときは、休館日及び開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

③ 関連法令の遵守

共同利用施設池田市立池田駅前南会館の管理については、使用者の利便性を十分に考慮するとともに、関係法令を遵守する。

(4) 指定管理者が行う主な具体的業務

① 使用の申込受付及び使用の許可、部屋使用時の使用者対応、電話対応等。

使用の申込受付及び使用の許可については、開館日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時を除く。

② 館内の清掃（床ワックス掛／月1回、カーペットクリーニング／年1回、ガラス／年2回、その他の清掃／随時）

③ 池田市備品の管理

④ 防火、防犯対策

⑤ 空調設備機器、受付室兼湯沸室等の管理調整

⑥ 電球類・清掃用具等の消耗品、湯呑・急須・やかん等の備消耗品の補充

⑦ 利用者数の集計、月次報告書の提出

⑧ その他市長が指示する事項

(5) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

5 応募資格

- (1) 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第4条に定める指定管理者の資格に抵触しないこと。

同条例第4条抜粋

（指定管理者の資格）

第4条 次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者となる
ことができない。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する
破産者
- (2) 第13条の規定により指定を取り消され、その取消しの日か
ら起算して3年を経過しない団体
- (3) 役員又はこれに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに
次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 指定管理者が第13条の規定により指定を取り消された場
合において、その取消しの日前30日以内に役員等であつた
者でその取消しの日から3年を経過しないもの
 - ウ 心身の故障により管理の業務を行うに当たって必要となる
認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を
受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 選定・評価委員会委員と応募団体が利害関係を有していないこと。
- (4) 誓約書（池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例及び池
田市暴力団の排除に関する条例第12条に基づく様式）が提出されてい
ること。

6 指定管理開始までのスケジュール(予定)

公募にかかるスケジュール（予定）は以下の通りとする。

実施時期	実施事項
令和3年9月1日（水） ～令和3年10月15日（金）	申請書等配布期間
令和3年9月8日（水） ～令和3年10月4日（月）	質疑受付期間
令和3年10月8日（金）	質疑回答期日
令和3年9月15日（水） ～令和3年10月15日（金）	公募（申請受付）期間
令和3年10月下旬	選定・評価委員会による審査期間
令和3年11月中旬	選定結果の公表及び通知
令和3年12月	池田市議会における議決
令和4年1月	指定管理者の指定
令和4年4月1日（金）から	指定管理期間開始

※状況等により一部変更する可能性あり。

7 申請の手続き

- (1) 募集要項の配布及び申請書の提出
 - ① 募集要項の配布期間
令和3年9月1日（水）から令和3年10月15日（金）まで
 - ② 申請書の提出期間
令和3年9月15日（水）から令和3年10月15日（金）まで
（池田市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を除く午前8時45分から午後5時15分まで）
 - ③ 募集要項の配布場所及び申請書の提出場所
池田市城南1丁目1番1号 池田市役所 4階
池田市 市長公室 コミュニティ推進課
※申請書類一式は、原本1部、コピー10部をご提出ください。
※募集要項は本市ホームページからもダウンロード可。
 - ④ 申請方法
持参または郵送
※申請書の提出期間内必着。
※郵送の場合、簡易書留で郵送すること。
- (2) 提出書類
 - ① 指定管理者指定申請書（別紙2）
 - ② 上記4（4）に掲げる業務に関する事業計画書（別紙3）
 - ③ 令和4年度の当該施設の管理運営に関する収支予算書
 - ④ 定款、寄附行為、規約（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - ⑤ 法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
 - ⑥ 役員名簿（法人以外の団体にあつては、これに該当する者）
 - ⑦ 令和3年度における当該法人等の事業計画書及び予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - ⑧ 法人等（令和3年度に設立された法人等を除く。）の令和2年度における次の書類
 - ア 事業報告書
 - イ 損益計算書又は決算書
 - ウ 貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
 - ⑨ 令和2年度における財産目録
 - ⑩ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（当該事項を記載した法人

等の概要書等)

- ⑪ 誓約書（別紙４）
 - ⑫ 国税及び地方税の納税証明書（非課税の場合にあっては、それに代わる書類）（別紙５）
- (３) 質疑の受付及び回答
- ① 質疑受付期間
令和３年９月８日（水）から令和３年１０月４日（月）まで（池田市の休日を定める条例第１条に規定する市の休日を除く午前８時４５分から午後５時１５分まで）
 - ② 質疑回答期日
令和３年１０月８日（金）
 - ③ 質問事項の受付方法
募集要項に対する質問は、別紙６の質問書に記載の上、問合せ先に持参、郵送、FAX、メールのいずれかで提出すること。（質疑受付期間内必着）
※なお、応募団体からの質問とそれに対する回答についてはその全てを本市ホームページで公表することとする。
- (４) その他
申請にかかる費用については申請者の負担とする。

8 選定方法及び選定会議

- (１) 選定方法
- ① 原則書類審査とする。ただし、必要に応じて面接（聞取り）審査を併用するものとする。
 - ② 審査項目と採点方法については、別紙７、別紙８を参照のこと。
- (２) 選定会議
選定・評価委員会は５名以内の委員で組織され、手続きの公平性、透明性を担保するため、定数の半数以上を学識経験者等外部委員で構成するものとする。
- (３) 選定結果
選定委員会の選定結果については、令和３年１１月中旬（予定）に応募団体に書面で通知するとともに、審査結果の概要をホームページなどで公表します。
このうち、指定管理者候補者及び次点者については、応募団体の名称も合わせて公表します。

9 協定の締結

- (1) 協定締結の方法
池田市と指定管理者は、令和4年4月1日付、書面により協定を締結するものとする。
- (2) 協定の主な内容
 - ① 管理の範囲に関する事項
 - ② 開館時間及び休館日に関する事項
 - ③ 協定の期間に関する事項
 - ④ 利用状況の報告に関する事項
 - ⑤ 指定管理料に関する事項
 - ⑥ 経費の負担に関する事項
 - ⑦ 権利義務の譲渡禁止に関する事項
 - ⑧ 守秘義務に関する事項
 - ⑨ 情報公開に関する事項
 - ⑩ 定めのない事項の処理に関する事項

10 指定管理者の履行責任

- (1) リスク負担
指定管理者と市の事業リスクと費用負担は、原則として、リスク分担表（別紙9）のとおりとする。ただしこの表で定める事項で疑義が生じた場合又は表に定めのないリスクが生じた場合は、協議の上、リスク負担者を決定するものとする。
- (2) 損害賠償
指定管理者は、故意又は過失により管理する当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を池田市に賠償しなければならない。
- (3) 第三者への賠償
指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が池田市の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。
- (4) 保険への加入
指定管理者は、その管理する業務の実施にあたり、(2)、(3)の賠償責任を果たすため、市が加入する「全国市長会 市民総合賠償補償保険」の対象外であるものに関しては、適切な範囲で保険等に加入するものとする。
- (5) 業務の引継ぎ
指定管理者は、指定期間終了までに、次期指定管理者が円滑かつ支障

無く本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。
なお、業務の引継ぎに係る費用は、指定管理者の負担とする。（事業期間前の準備費用も含む。）

(6) 感染症等への対応

指定管理者は、施設利用者や職員の感染予防対策、利用者への安全対策など必要に応じた対策を講じること。

11 問合せ

問合せ先

池田市城南1丁目1番1号

池田市 市長公室 コミュニティ推進課

電話 (072) 752-1111 (代表) 内線298

(072) 754-6641 (直通)

FAX (072) 752-9785

Email commu@city.ikeda.osaka.jp